

特別支援教育における「薬害を学ぼう」の活用について

厚生労働省 医薬局総務課

医薬品副作用被害対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特別支援教育における「薬害を学ぼう」の活用について

課題

- 特別支援学校には、他の高等学校等と同様に、毎年、高校1年生用の教材を発送しているが、教員向けアンケートの結果を見ると、**「生徒の実態に合わない」「教え方が難しい」といった声が多く、対応に苦慮している**ケースが見受けられる。
- 「高等学校学習指導要領（平成30年告示）」の解説（公民編）には、薬害に係る記載がなされており、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（高等部）では高等学校学習指導要領における各教科の目標と内容に準ずる教育課程を編成することとなっているが、「薬害に関する授業実践事例集（令和6年6月改訂）」においては、**特別支援学校における薬害教育の実践事例を示してはいない。**

※知的障害者である生徒に対する教育を扱う特別支援学校においては、知的障害の特性等を踏まえた各教科等及び自立活動で教育課程を編成。

※特別支援学校高等部の在籍者数（令和4年5月1日時点）

視覚障害：2,024人　聴覚障害：2,023人　知的障害：61,585人

肢体不自由：9,148人　病弱・身体虚弱：6,559人

（複数の障害を併せ有する生徒については、それぞれの障害種ごとに重複してカウントしている。）

- また、パンフレットの表紙（特に**写真**）についても、令和5年度のアンケートでは、一部に、**障害のある生徒への配慮から、パンフレットを配りにくい**との声があったところ。

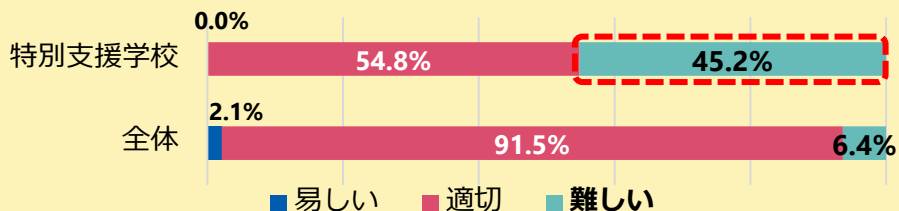
論点

- 「薬害を学ぼう」を配布しても対応に苦慮している状況を踏まえ、**特別支援教育におけるパンフレットの活用や教材の配布方法、パンフレットの表紙（特に写真）**について、どう考えるか。

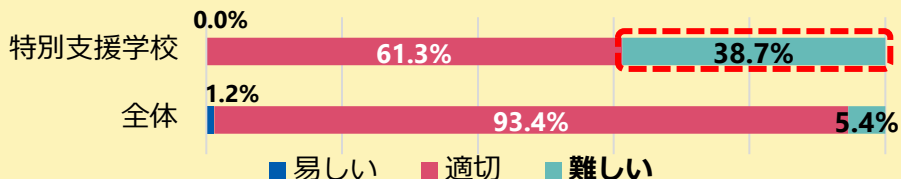
参考：特別支援学校と全体の比較（令和6年度教員向けアンケート）

- 特別支援学校（31人・29校（分校を含む））の回答を見ると、全体の結果と比べ、教材の内容や教え方について「難しい」と感じている割合が高く、学校現場での実践に苦慮しているケースが見受けられる。

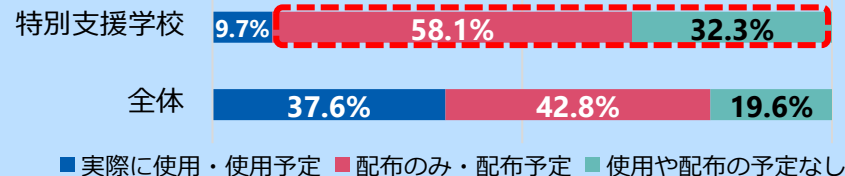
パンフレットの難易度



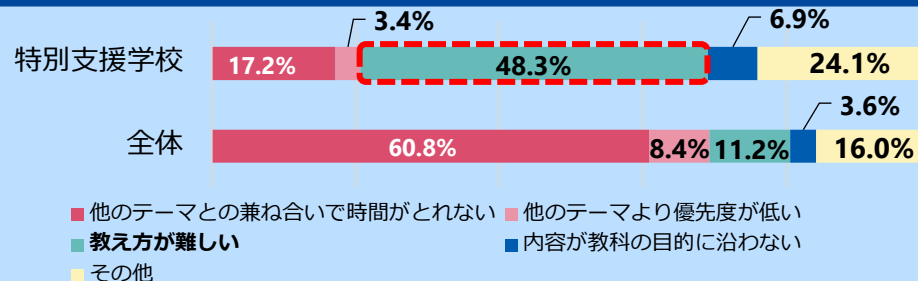
視聴覚教材の難易度



パンフレットの使用状況



パンフレットを使用・配布しない理由



自由記述

<教材の難易度について>

- 特別支援学校のため、生徒の理解を促すのが難しい
- 特別支援学校に通う知的障害のある中3には理解が困難で、実態に合わない
- 特別支援学校の生徒の実態を考えると、活用するには工夫が必要なので、実践例があると参考になる
- 本校（特別支援学校）の生徒にとっては内容や表現が難しかった
- 本校（特別支援学校分教室）の生徒にとっては、内容が難しい。職員の知識を深めるための参考資料としては良い

<パンフレットや視聴覚教材を使用・配布しない理由について>

- 生徒の実態に応じた内容の教材が必要
- 授業で取り扱うのが難しい
- 特別支援学校の薬害の授業体制が当校で整備できていないため
- 高校1年生に該当する学年に社会科の授業がない（特別支援学校のため）

- 生徒の実態に合わないため
- 難しい内容もあるため
- 対象となる生徒の在籍がないため
- 本校生徒には難しい内容のため
- 生徒の実態に応じた内容の教材が必要。授業の参考にしてもらうよう呼び掛けた。
- 知的障害を持つ生徒が多いため、薬害についての理解が十分得にくい現状があり、内容の取扱い方が難しいため。
- 特別支援学校在籍生徒にとって、ほかに優先する学習内容を計画しているため。高等部3年生には、学校薬剤師から薬物乱用防止について講話を受ける予定であり、学習内容としてその内容で十分だと考える。
- 授業で取り扱うのが難しいため
- 特別支援学校の薬害の授業体制が当校で整備できていないため
- 内容が難しい

対応の方向性

考えられる対応方策の例

例 1 : パンフレットは維持しつつ、各校 1 部の参考配布とする（現在の中学校と同様）

【メリット】

- 対応が難しい学校が届いたパンフレットの対応に苦慮することはなくなる。
- 希望する学校に追加発送すれば、機会は得られる。

【課題】

- パンフレットの内容は変わらないため、「教え方が難しい」との課題は依然として残る。

例 2 : 通常のパンフレットは配布せず、新規に特別支援学校用の教材を作成して配布する

【メリット】

- より生徒の実態に合わせた教材を使用することが可能となる。

【課題】

- 特別支援学校における実践事例を把握できていない中で、内容や表現方法などをゼロベースで検討する必要がある。

例 3 : 通常のパンフレットは配布せず、現行のパンフレットの簡略版を作成して配布する

【メリット】

- 完全に特別支援学校用とはならないが、現状のパンフレットよりも使用しやすくなる。
- 特別支援学校に限らず、他の学校（特別支援学級や通級による指導等）でも活用が可能。

【課題】

- 簡略版となるため、通常のパンフレットに比べると学習できる内容は限定される。

※なお、副教材を作成している他の教育分野では、消費者教育について、特別支援学校（高等部）の知的障害のある生徒を主な対象とする消費者教育用教材を作成し、ホームページで全国的に公表している例は存在するが、他に同様の例は確認できていない。